被扶養者資格再確認実施要領

MBK連合健康保険組合

平素は健康保険組合の運営にご高配を頂きありがとうございます。

さて、皆様がかかる医療費等の一部は、事業主と被保険者それぞれ負担される保険料によって賄っております。保険給付の適正化を図るためにも、健康保険法施行規則第50条に基づき、公平かつ厳正な被扶養者調査を行いたく、今年度対象となりました皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

(1)被扶養者資格再確認対象者

令和3年1月1日前に被扶養者認定を受けている方です。ただし、組合提出期限までに<mark>退職</mark>または 被扶養者を扶養減少させる予定の方は除きます。

(2) 再確認の流れと調査方法

上記(1)に該当する方の「健康保険被保険者被扶養者調査表」を送付いたします。

「健康保険被保険者被扶養者調査表」の記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、引き続き被扶養者として認められるための書類(収入に関する証明、被保険者と同一世帯であることが確認出来る書類等)を添付の上、事業所担当者まで提出してください。調査方法は、<u>書類審査で加入時と同様の認定</u>方針で行います。

(3) 提出期限

事業所の指示に従い期日までにご提出ください。

(4) 再確認に必要な提出書類について

扶養状況により、各被扶養者の添付書類が異なります。必ず、**添付書類一覧**を参照し、状況にあわせて書類を揃えてください。添付書類の中には、組合様式の書類がありますので、組合 HP からダウンロードしてご使用ください。尚、最近の在宅勤務の普及状況を鑑みて、提出書類は原本ではなく、写しでも可とします。

●当組合ホームページ http://www.mbk-rengo-kenpo.or.jp/

8月24日付トピックス「被扶養者認定の再確認調査を実施しております」をご確認ください。

必須書類	・健康保険被保険者被扶養者調査表 ・世帯全員の住民票(発行3か月以内・続柄あり)
個別添付書類	状況に応じて必要書類が異なりますので、添付書類一覧をご確認ください。 なお、下記書類は HP にてダウンロードが可能です。 ・ 扶養状況調書 (再確認調査用) ・ 被扶養者申請理由書 ・ 現状報告書

- ※ 扶養状況によっては、改めて添付書類一覧以外の書類の提出を依頼する場合もございます。
- ※ 個人番号を使用した情報連携による添付書類の省略は現在行っておりません。

(5) 被扶養者資格再確認の結果について

書類提出後、資格再確認調査により、

継続して認定された方・・・通知はありません。

不認定となった方・・・・「不認定」の通知をいたします。

<u>組合が指定した削除日</u>をもって扶養減少の手続きをしていただきますので、「健康保険被扶養者(減少)届」に被保険者証をあわせて事業所担当者へ提出してください。

未提出であった場合や書類に不備があり最終的に状況確認出来なかった場合も「不認定」となりますので予めご注意ください。

(6) その他

≪「被扶養者資格再確認調査書」に誤りがあった場合≫

記載項目のうち、氏名、フリガナ、生年月日、性別に誤りがあった場合は、被保険者証の再発行の必要がありますので事業所担当者まで申し出てください。

≪被扶養者資格が既に無いにも関わらず減少の手続きを失念していた場合≫

「健康保険被扶養者(減少)届」を記入し、被保険者証とあわせて事業所担当者に提出してください。削除日については、事実が生した年月日(例:就職日、失業給付開始日、収入が多くなった月の1日、別居した日等)からとなります。事実発生から1ヶ月を超えた場合は、「遅延理由書」を添付するようお願いいたします。

(7) 添付書類に関するポイント・注意事項

書類	注意事項・ポイント
「世帯全員」の 住民票	個人ごとの住民票を取り寄せる方がいらっしゃいますが、世帯全員の住民票を取った場合は、必ず「この写しは世帯全員(全部)の住民票の原本と相違ない・・・」という文面が印字されておりますのでよくご確認ください。また、住民票記載事項証明書は「不可」としております。
非課税証明書	現在取得できる直近の非課税証明(令和3年度(令和2年1月~12月の収入・所得に関わる))を添付してください。
送金証明	通常、直近3ヶ月分の送金証明(預金通帳の写し、振込み明細等)を求めておりますが、再確認調査では 直近6ヶ月分 (認定後の実態を確認する為)を提出してください。クレジットカードや口座の共有・現金の手渡しについては、加入認定時と同様「不可」としておりますのでご注意下さい。

ご提出いただく全ての書類は、「被扶養者資格再確認調査」を目的としております。

生活の実態を把握するために、個人情報が掲載されている書類を提出いただかなければならない場合もございますが、当組合では個人情報保護法に則り取扱いしておりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

健康保険法施行規則第50条(一部抜粋)

- 1. 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。
- 2. 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。
- 3. 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

以上